

◆ 自動車取得税の特例措置

次の自動車を平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に取得するときには、自動車取得税が非課税又は軽減されます。

区分	軽減要件		軽減措置内容		
	排ガス性能	燃費性能 (※1)	新規登録 (新車新規)	左記以外	
エ コ カ ー	電気自動車		非課税	取得価額から45万円を控除	
	天然ガス自動車	平成30年排出ガス規制適合(3.5t以下の自動車)又は平成21年排出ガス基準Nox10%低減達成車	非課税	取得価額から45万円を控除	
	プラグインハイブリッド自動車		非課税	取得価額から45万円を控除	
	クリーンディーゼル乗用車	平成30年排出ガス規制適合又は平成21年排出ガス規制適合車	非課税	取得価額から45万円を控除	
減 税 の 新 車 ・ 中 古 車	ガソリン車(ハイブリッド車を含む)・LPG車(乗用車に限る)				
	乗用車(LPG車含む)	平成30年排出ガス基準Nox50%低減達成車又は平成17年排出ガス基準Nox75%低減達成車	②+30%以上達成車	非課税	取得価額から45万円を控除
			②+20%以上達成車	税率の60%を軽減	取得価額から25万円を控除
			②+10%以上達成車	税率の40%を軽減	取得価額から15万円を控除
			②燃費基準達成車	税率の20%を軽減	取得価額から5万円を控除
	②+10%以上達成車				
	バス・トラック等 車両総重量2.5t以下	平成30年排出ガス基準Nox50%低減達成車又は平成17年排出ガス基準Nox75%低減達成車	②+25%以上達成車	非課税	取得価額から45万円を控除
			②+20%以上達成車	税率の80%を軽減	取得価額から35万円を控除
			②+15%以上達成車	税率の60%を軽減	取得価額から25万円を控除
			②+10%以上達成車	税率の40%を軽減	取得価額から15万円を控除
	バス・トラック等 車両総重量2.5t超3.5t以下	平成30年排出ガス基準Nox50%低減達成車又は平成17年排出ガス基準Nox75%低減達成車	②+5%以上達成車	税率の20%を軽減	取得価額から5万円を控除
			②+15%以上達成車	非課税	取得価額から45万円を控除
			②+10%以上達成車	税率の75%を軽減	取得価額から35万円を控除
			②+5%以上達成車	税率の50%を軽減	取得価額から25万円を控除
	バス・トラック等 車両総重量2.5t超3.5t以下	平成30年排出ガス基準Nox50%低減達成車又は平成17年排出ガス基準Nox75%低減達成車	②燃費基準達成車	税率の25%を軽減	取得価額から15万円を控除
			平成30年排出ガス基準Nox25%低減達成車又は平成17年排出ガス基準Nox50%低減達成車	②+15%以上達成車	税率の75%を軽減
②+10%以上達成車				税率の50%を軽減	取得価額から25万円を控除
②+5%以上達成車			税率の25%を軽減	取得価額から15万円を控除	
特 例 の 中 古 車	ディーゼル車(ハイブリッド車を含む)				
	バス・トラック等 車両総重量2.5t超3.5t以下	平成30年排出ガス規制適合又は平成21年排出ガス基準Nox・PM+10%低減達成車	②+15%以上達成車	非課税	取得価額から45万円を控除 ※3
			②+10%以上達成車	税率の75%を軽減	
			②+5%以上達成車	税率の50%を軽減	
			②燃費基準達成車	税率の25%を軽減	
	平成21年排出ガス規制適合車	②+15%以上達成車	税率の75%を軽減		
		②+10%以上達成車	税率の50%を軽減		
	②+5%以上達成車	税率の25%を軽減			
	バス・トラック等 車両総重量3.5t超	平成28年排出ガス規制適合車又は平成21年排出ガス基準Nox・PM+10%低減達成車	②+15%以上達成車	非課税	
			②+10%以上達成車	税率の75%を軽減	
②+5%以上達成車			税率の50%を軽減		
②燃費基準達成車			税率の25%を軽減		

区分(エコカー減税にも該当する場合は、いずれか一方のみ)	軽減要件		軽減措置内容(新規登録に限る)		
	種別	基準		備考	
バリアフリー車両	ノンステップバス	一般乗用旅客自動車運送事業者が路線定期運行のために導入するものに限る	取得価額から1千万円を控除	取得価額から1千万円を控除 ※3	
	リフト付きバス(乗車定員30人以上)		取得価額から650万円を控除		
バリアフリー・ASV特例	リフト付きバス(乗車定員30人未満)	一般乗用旅客自動車運送事業者が導入するものに限る	取得価額から200万円を控除	取得価額から350万円を控除 ※3 車両総重量が5t以下のバス等においては、衝突被害軽減ブレーキに限る	
	ユニバーサルデザインタクシー		取得価額から100万円を控除		
	衝突被害軽減ブレーキ・車両安定性制御装置を装備した自動車(ASV)	衝突被害軽減ブレーキ及び車両安定性制御装置を装備した車両総重量が5t超12t以下のバス等 ^{※4}	取得価額から175万円を控除		取得価額から525万円を控除
		衝突被害軽減ブレーキ及び車両安定性制御装置を装備した車両総重量が3.5t超20t以下のトラック ^{※5}			取得価額から350万円を控除 ※3
		衝突被害軽減ブレーキ及び車両安定性制御装置を装備した車両総重量が20t超22t以下のトラック ^{※5}			
		衝突被害軽減ブレーキ又は車両安定性制御装置を装備した車両総重量が12t以下のバス等 ^{※4}			
衝突被害軽減ブレーキ又は車両安定性制御装置を装備した車両総重量が3.5t超20t以下のトラック ^{※5}	取得価額から175万円を控除	取得価額から175万円を控除			
車線逸脱警報装置を装備した車両総重量が12t超のバス等 ^{※4}					

※1 「燃費性能」欄の記載について、②は平成32年度燃費基準に、③は平成27年度燃費基準に対するものです。

※2 中古車特例において、平成32年度燃費基準又は平成27年度燃費基準(JCO8モード)による燃費値を算定していない自動車について、平成22年度燃費基準(10.15モード)により算定する。その場合、「32年度燃費基準+40%達成」は「22年度燃費基準+110%達成」に、「32年度燃費基準+30%達成」は「22年度燃費基準+95%達成」に、「32年度燃費基準+20%達成」は「22年度燃費基準+80%達成」に、「32年度燃費基準+10%達成」は「22年度燃費基準+65%達成」に、「32年度燃費基準達成」は「22年度燃費基準+50%達成」に、「27年度燃費基準+25%達成」は「22年度燃費基準+57%達成」に、「27年度燃費基準+20%達成」は「22年度燃費基準+50%達成」に、「27年度燃費基準+15%達成」は「22年度燃費基準+44%達成」に、「27年度燃費基準+10%達成」は「22年度燃費基準+38%達成」に、「27年度燃費基準+5%達成」は「22年度燃費基準+32%達成」に読み替えてください。

※3 ディーゼル車における中古車特例の適用は、ハイブリッド車に限りません。

※4 ASV特例において、バス等とは、専ら人の運送の用に供する自動車で乗車定員10人以上のもの(立席を有するものを除く。)をいいます。

※5 ASV特例において、トラックからトラック及びトレーラーは除きます。